

令和6年2月 農業委員会総会

令和6年2月26日（月） 9時00分  
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和6年2月の農業委員会総会を開催します。」

「本日は、11番 ○○委員が欠席です。委員12名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいております。」

「それでは、開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、2月の行事及び3月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を3月19日、総会開催日を3月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を3月19日、総会開催日を3月25日といたします。」

「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」</p> <p>「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項 2 番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明)</p> <p>報告事項 3 番 川棚町農地賃借料状況について (詳細説明)</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第 2 6 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第 2 6 号について説明します。」</p> <p>「総会資料 2 3 ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「今回の利用集積については、2 件の事案があります。1 番 農地中間管理事業による一括方式 2 番 所有権移転です。まずは、1 番 農地中間管理事業による一括方式について説明します。」</p> <p>「次のページ 2 4 ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 2 6 号 1 番 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>

<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」  「議案第26号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第26号 1番 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>「引き続き、2番 所有権移転について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「総会資料29ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「今回申請があっている案件は、農業経営基盤強化促進法による農地の売買になります。農地の有効利用と経営規模の拡大を目指したものであり、町が間に入って売買等の権利移動をスムーズに進めるための制度です。具体的には、農地の売買契約書等に該当するものを町が作成し、登記の手続きを代行することになります。」</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま、事務局より説明がありましたが、所有権移転を伴いますので、調査委員・地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「農用地利用集積計画の所有権移転について説明します。10番〇〇です。2月20日に〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、地元委員の〇〇委員、申請者の所有権移転をする〇〇さん、所有権移転を受ける〇〇さん立ち合いの下、調査を行いました。申請地は、</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>30ページにある基幹農道添いにある〇〇牧場、〇〇牧場の北側に位置する土地であります。〇〇さんは、私が見た感じでは3～4年程前までみかんを栽培されておりましたが、昨年見た時は少し伐採してありました。今回調査に行った時はほぼ全面伐採してある状況でした。〇〇さんは、今年度牛舎を増設されております。牛舎の場所は申請地の南西側にあるみかんのハウスの上の段になります。〇〇さんより「牧草地にしたい」と相談があり双方の合意により今回売買の申請となられました。〇〇さんは肥育牛、ハウスみかん等経営を行われており、現在は後継者とともに農業に取り組まれています。申請者は〇〇さんで後継者にあたられます。家族経営ということで取り組まれていますので、問題ないと思います。また〇〇さんは認定農業者であり事務局から説明がありましたが今回の所有権移転は農業経営基盤強化促進法による農地の売買が活用され、これを活用することによって税金の控除や登記の手続き代行等さまざまなメリットを受けられるということです。説明不足がありましたら地元委員さんによろしくお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「2番 〇〇です。今説明がありましたが、〇〇さんは以前みかんを作られておりましたが、現在は水稲、アスパラ、みかんを1人で作業をするので手が回らず少し荒れていました。〇〇さんより売買の相談があり、〇〇さんの新しい牛舎が横にあり、「牧草を作ろう」と話がまとまり、〇〇さんも後継者もいらっしゃり規模拡大のための売買であり周辺農地にも何ら問題ないと思いますので、異議はない。と思います。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第26号 2番 農用地利用集積計画の決定についてご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第26号 2番 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「議案第27号について説明します。」</p> <p>「総会資料32ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ33ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第27号 農地法第5条の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)から説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「4番 〇〇です。2月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、地元委員の〇〇推進委員、譲受人の〇〇さん、行政書士の〇〇さん立ち合いの下、現地調査を行いました。場所については、先ほど事務局より説明がありましたが、〇〇公民館先の〇〇より〇〇方面へ70m行った右側になります。申請地の状況ですが、〇〇</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>さんより借用して〇〇さんが野菜を作られていましたが、農用地利用集積計画及び配分計画の解約をされ、〇〇さんに所有権移転をするとのことです。転用計画の妥当性ですが、〇〇さん宅の車両出入口が県道近くのため今まで事故が起りそうになったことがあるとのことです。転用した場合の申請地周辺への被害等ですが、庭の高さまで約2.0mから約1.6m盛土を行って土留め工事をするとのことです。周りに田がありますが、その間に水路が来ているので、水路関係等影響はないと思います。調査委員の意見ですが、〇〇宅の宅地内が広くなればUターンすることも可能になり常に県道へ前進で出入り出来ることになるため来客者や家族の安全性を確保出来ると思われしますので、特に問題ないと思います。説明が不足する場合は、地元委員さんをお願いしたいと思います。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「6番 〇〇です。先ほど説明がありましたが、2月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、地元委員の〇〇推進委員、譲受人の〇〇さん、行政書士の〇〇さん立ち合いの下、現地調査を行いました。場所については、先ほど説明がありましたが、〇〇バス停の先のところでした。申請地の状況は、現在2筆とも畑として使用されており家庭菜園をされているようでした。転用計画の妥当性ですが現在出入口が県道のカーブ近くで危ないので今回土地を相談したとのことです。転用されれば出入口が広がるので、この広さは必要だと思います。転用した場合の申請地周辺への被害ですが、水田の北側にあるので、水田に影響はないと思います。日照関係も問題ありません。配水についても水を流すことはないなので、問題ないと思います。地元委員としても意見ですが、〇〇さんは、以前重機や農機具の修理等をされていましたが、その後他の場所で働かれていました。再び仕事をされるようで今の状況では狭く車や重機を置くところがどうしてもほしいみたいで、転用されて使用されれば大変助かられると思います。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>

<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」  「議案第27号 5条許可相当として進達することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第27号 農地法第5条の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き議案第28号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「総会資料49ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>「次のページ50ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「8月17から9月8日まで実施した農地利用状況調査の結果を基に、各地区にて確認していただいたものを総会資料50ページに計上しています。この農地利用状況調査でB判定になったものは159筆、100,527㎡あります。そのうち、農業者年金の特定処分対象農地に該当するもの・農振農用地は、判断を保留としています。今年度はB判定159筆100,527㎡のうち38筆19,967㎡を非農地として判断することとし今回計上しております。また、本日机の上に配布しております別紙資料については、対象農地の地図及び対象者の方に送付予定の送付文書(一式)を添付しております。」</p> <p>「以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>

	「質疑なし」
会長	「質疑などないようですので、議案第28号 総会資料50ページに記載の土地については「農地」に該当しないとする事で決定してよろしいですか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって、議案第28号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、「農地」に該当しないということといたします。」
事務局	「ご決定有難うございました。今回、決定いただいた農地については早速、農地所有者宛に非農地通地を発出し農地台帳から削除します。」
会長	「以上で議案の審議は終了しました。」
	「それでは引き続き協議事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	協議事項1番 春の農作業標準賃金について
	協議終了
	その他



会長

「以上をもちまして令和6年2月の農業委員会総会を終了いたします。」

議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人